

最高人民検察院、全国市場経済秩序整頓と  
規範化指導グループ弁公室、公安部、監察部による  
行政の法執行における犯罪の嫌疑のある事件の  
速やかな移送についての意見

2006年1月26日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

**最高人民検察院、全国市場経済秩序整頓と規範化指導グループ弁公室、公安部、監察部  
による行政の法執行における犯罪の嫌疑のある事件の速やかな移送についての意見**

(2006年1月26日 高検会〔2006〕2号)

各省、自治区、直轄市人民検察院、市場経済秩序整頓と規範化指導グループ弁公室、公安庁(局)、検察庁(局)、新疆生産建設兵団人民検察院、市場経済秩序の整頓と規範の指導小グループ事務室、公安局、監察局。

行政の法律執行と刑事司法の関連業務体制を完備し、社会主義の市場経済秩序を破壊する犯罪、社会の管理秩序を妨害する犯罪及びその他犯罪についての攻撃力を高めるために、《中華人民共和国刑事訴訟法》、国務院の《行政執法機関の犯罪の嫌疑のある事件の移送規定》などの関連規定に基づき、ここに、行政の法律執行における犯罪の嫌疑のある事件の速やかな移送について以下の意見を提出する。

1. 行政執法機関が事件の罪状を調べて処罰する過程において、刑事控訴基準に符合する犯罪の嫌疑がある事件については、《犯罪の嫌疑がある事件の移送書》を作成しなければならない。速やかに事件を公安機関へ移送し、併せて同級の人民検察院に写しを送らなければならない。直ちに移送できず且つ既に行政処罰の下された犯罪の嫌疑がある事件については、行政執法機関は、行政処罰が下された日から10日以内に同級の公安機関、人民検察院へ《行政処罰決定書》の写しを送り、合わせて書面にて関連の権利者へ告知しなければならない。

現場で押収した事件の商品価値にかかわる、或いは事件のその他の情状が明らかに刑事控訴の基準に達している、犯罪の嫌疑がある場合、速やかに公安機関へ移送し、調査・処分しなければならない。

2. 如何なる単位や個人も行政執法機関が規定に依らず公安機関へ犯罪の嫌疑がある事件を移送しないことを発見し、公安機関、人民検察院、監察機関或いは上級の行政執法機関へ告発した場合、公安機関、人民検察院、監察機関或いは上級の行政執法機関は関連規定に基づき速やかに処理しなければならない。併せて告発者へ処理の結果をフィードバックしなければならない。

3. 人民検察院は告訴、告発を受ける或いは行政執法機関が犯罪の嫌疑のある事件を移送しないことを発見した場合は、審査を経て又は調査後、基本的な状況が事実と合致すると認める場合、行政執法機関へ事件の状況を問い合わせ、行政執法機関へ関連事件の資料を要求できる、或いは人員を派遣し事件の公文書の資料を調べることができる。行政執法機関は協力しなければならない。公安機関へ移送しなければならないにもかかわらず移送しないことが確かにある場合、人民検察院は、行政執法機関へ移送の書面意見を提出しなければならない。行政執法機関は移送しなければならない。

4. 行政執法機関は事件の罪状を調査し処分する過程において、事件の関連する証拠を適切に保存しなければならない。腐乱、変質、消失し易いなど保管に適さない或いは保管しにくい事件にかかわる物品について、必要な措置を採り証拠を固定しなければならない。検査、鑑定を行なう必要のある事件にかかわる物品については、関連部門又は機関が

法に基づき、検査、鑑定を行わなければならない、併せて検査報告或いは鑑定の結論を発行しなければならない。

行政執法機関は、公安局へ犯罪の嫌疑がある事件を移送する場合、犯罪の嫌疑がある事件の調査報告、事件にかかわる物品の明細書、関連の検査報告或いは鑑定の結論及びその他関連の嫌疑がある犯罪の資料を添えなければならない。

5. 行政執法機関が移送する犯罪の嫌疑がある案件について、公安機関は速やかに審査しなければならない、受理した日から10日以内に立件するかどうかの決定を下さなければならない。事件の状況が重大で複雑な場合、受理した日から30日以内に立件するかどうかの決定を下すことができる。公安機関が立件するかどうかの決定を下す場合、事件を移送する行政執法機関、同級の人民検察院及び関連の権利者へ書面で告知しなければならない。

公安機関は、本機関の管轄に属さない案件の場合、24時間以内に管轄権限のある機関へ移送し、併せて事件を移送した行政執法機関、同級の人民検察院及び関連の権利者へ書面で告知しなければならない。

6. 行政執法機関は公安機関が決定した事件の立件について、立件の通知を受領した日から3日以内に事件にかかわる物品及び事件と関係するその他資料を公安機関へ移送しなければならない、併せて引継ぎの手続きを処理しなければならない。法律、行政法規に別に規定のある場合、その規定に基づき、処理しなければならない。

7. 行政執法機関は公安機関の立件しないとする決定に異議がある場合、立件しないとの通知を受領した日から3日以内に、事件を立件しないと決定を下した公安機関に再議を申請することができ、人民検察院に立件の監督を行なうよう提案することができる。

公安機関は行政執法機関の再議請求書を受領後、3日以内に再議の決定を下さなければならない、併せて再議を申し立てた行政執法機関へ書面で通知しなければならない。行政執法機関は公安機関の再議を立件しないとの決定について依然として異議がある場合、再議決定書を受領後3日以内に、人民検察院へ法に基づき立件の監督を行なうよう提案することができる。

8. 人民検察院は行政執法機関が提出した犯罪の嫌疑がある事件について立件の監督の提案を受領後、公安機関に事件を立件しない理由を求めなければならない、公安機関は7日以内に人民検察院へ書面による説明を出さなければならない。公安機関の説明について、人民検察院は審査を行わなければならない、必要なときは調査を行なうことができ、公安機関が立件しない理由が成立すると認める場合は、審査の結論を、立件の監督を提案した行政執法機関へ書面にて告知しなければならない。公安機関は事件を立件しない理由が成立しないと認める場合、公安機関へ立件を通知しなければならない。公安機関は立件の通知書を受領後15日以内に立件しなければならない、同時に立件の決定書を人民検察院に送達し、合わせて行政執法機関へ書面により告知しなければならない。

9. 公安機関は違法行為の発見に対し、審査を通じて犯罪の事実のない場合、或いは立件された事件の実情を捜査後、犯罪の情状が極めて薄く、刑事責任を追及する必要はないが、法に基づき行政責任を追及しなければならない場合、速やかに事件を行政執法機関へ移送しなければならない、関係する行政執法機関は法に基づき処罰の決定を下さなければなら

らず、併せて処罰の結果を書面にて公安機関と人民検察院へ告知しなければならない。

10. 行政執法機関は事件の内容が複雑で難しく性質を認定しにくい事件について、公安機関、人民検察院へ諮問することができ、公安機関、人民検察院は真摯に検討し、7日以内に意見を返さなければならない。犯罪の嫌疑のある行為者が証拠の隠匿や破棄の恐れのある可能性を明確に示す証拠について、公安機関の参与、協力の必要な場合は、行政執法機関は公安機関の事前介入の相談を求め、公安機関は人員を派遣し介入することができる。犯罪の嫌疑について、公安機関は速やかに法に基づき立件された事件の調査をしなければならない。

11. 重大で、影響力のある犯罪事件について、人民検察院は公安機関の要望に基づき人員を派遣し公安機関の事件の調査を行い、事件の討論に参加し、関連事件の資料の審査、証拠を示して提案することができ、併せて事件の調査活動について法律の監督を実施することができる。

12. 行政執法機関が法に基づき違法行為の調査・処分を行う過程において、国家の業務人員が賄賂、着服又は国家機関の業務人員の汚職など規律違反犯罪の糸口を発見した場合、事件の性質に基づき、速やかに監察機関或いは人民検察院へ移送しなければならない。監察機関、人民検察院は真摯に審査し、規則、法律に基づき処罰しなければならない。併せて処罰の結果を事件の糸口を移送した行政執法機関へ書面により告知しなければならない。

13. 監察機関は法に基づき、行政執法機関の違法事件への調査・処罰及び犯罪の嫌疑がある事件の業務について監督を行い、規律違反、法律の違法問題を発見した場合、関連規定に基づき処罰する。職務犯罪の嫌疑を発見した場合、速やかに人民検察院へ移送しなければならない。

14. 人民検察院は法に基づき、行政執法機関が移送した犯罪の嫌疑のある事件の状況について監督を実施し、行政の法律執行人員が私欲のために不正を働き、法に基づき移送しなければならない犯罪の嫌疑のある事件を移送せず、情状が深刻で、犯罪を構成した場合、刑法の関連規定に基づき、その刑事責任を追及しなければならない。

15. 国家機関の業務人員及び法律、法規の規定に基づき国家の行政管理の職権を行使する組織において公務に従事する人員、或いは国家機関の委託を受けて国家機関の職権を行使する公務に従事する人員、或いは国家機関の人員編制に組み入れられていないが国家機関で公務に従事する人員が、職権を利用し、行政執法機関と公安機関の法律の執行に関与し、事件の移送及び刑事控訴を妨害し、犯罪を構成した場合は、人民検察院は刑法、汚職の罪についての規定に基づきその刑事責任を追及しなければならない。国家の行政機関と法律、法規の授権された公共の事務を管理する職能を備えた組織及び国家の行政機関が法に基づき委託した組織及び用務職員以外の業務人員が、職権を利用し行政執法機関と公安機関の法律の執行に関与し、事件の移送と刑事控訴を妨害し、規律違反を構成した場合、監察機関は法に基づきその規律責任を追及しなければならない。

16. 違法犯罪事件の調査・処罰の業務において、公安機関、監察機関、行政執法機関と

人民検察院は共同会議、状況の連絡、情報の共有などの体制を構築し、連絡を強化し、密接に協力し、それぞれの職責を尽くし、相互に制約し、正確に効力を有する地区の法律の執行を正確に保証する。

17. 本意見に言う行政執法機関とは、法律、法規或いは規則の規定に基づき、社会主義の市場経済秩序を破壊し、社会の管理秩序を妨害し及びその他違法行為に行政処罰の権限を有する行政機関、及び法律、法規に授権の公共事務を管理する職能を有し、法定の授権範囲内で行政処罰を実施する組織を指し、公安機関、検察機関は含めない。